明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則の一部を改正する省令（総務五三）　一
○携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五四）　二

〔告　示〕
○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件（総務一九四）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（法務二一七）　三
○外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とウクライナ政府との間の口上書の交換に関する件（外務一四五）
○保安林の指定をする件（農林水産一一一九～一一二二）
○保安林の指定を解除する件（同一一二三～一一二五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一二六～一一三二）　四
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通七一四）
○道路に関する件（北海道開発局一四八～一五四）　五

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　財務省　農林水産省　岩手県　栃木県　群馬県　埼玉県　新潟県　石川県　長野県　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　一〇

〔公　告〕
官庁
特定保険募集人の所在の確知等、基本測量関係事項関係
諸事項　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
会計検査院共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他　三〇

省　令

○総務省令第五十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十七日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十九　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十一）」を「第四節の二十九　二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十一）　第四節の三十　四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十二）」に改める。

第四章第四節の二十九の次に次の一節を加える。

第四節の三十　四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備

第四十九条の三十二　電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局又は陸上移動局のうちデジタル方式を使用するものであつて、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下又は四五四・九一二五MHzを超え四五七・三六二五MHz以下の周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、四一七・五MHzを超え四二〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備の場合にあつては時分割多重方式を使用する周波数分割複信方式、四五四・九一二五